

## 地方債関係資料

1	令和2年度地方債計画	1
2	令和2年度地方債計画資金区分	10
3	緊急浚渫推進事業の創設	12
4	緊急防災・減災事業の対象事業の拡充等	14
5	地域貢献・地域連携のための公立大学等施設の整備	16
6	宝くじ売上額の推移	17

令和2年1月24日  
総務省自治財政局地方債課



# 令和2年度地方債計画のポイント

## 1 計画規模

- ・ 通常収支分については、総額1兆7,336億円（前年度比2,721億円、2.3%減）を計上。
- ・ 東日本大震災分については、復旧・復興事業として総額24億円を計上。その全額について公的資金を確保。
- ・ 通常収支分と東日本大震災分を合わせた総額は、1兆7,360億円（前年度比2,725億円、2.3%減）
  - うち普通会計分 : 9兆2,798億円（前年度比1,497億円、1.6%減）
  - 公営企業会計等分 : 2兆4,562億円（前年度比1,228億円、4.8%減）

## 2 臨時財政対策債の発行

- ・ 地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債3兆1,398億円（前年度比1,171億円、3.6%減）を計上。

## 3 防災・減災・国土強靱化のための緊急対策の推進

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定、以下「3か年緊急対策」という。）に基づく補助事業等の着実な推進のため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業4,778億円を計上。
- ・ 地方公共団体が、「3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業において、対象事業を拡充（道路等）することとし、3,000億円を計上。
- ・ 地方公共団体が、緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、緊急浚渫推進事業を創設（地方財政法を改正）することとし、900億円を計上。

## 4 緊急防災・減災事業の推進

- ・ 地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業において、対象事業を拡充（指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策等）することとし、5,000億円を計上。

## 5 公共施設等の適正管理の推進

- ・ 地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業等の対象を拡充（砂防関係施設等）することとし、4,320億円を計上。

## 6 ICTインフラ整備の推進

- ・ Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の整備が全国的に推進されるよう、地域活性化事業の対象を拡充するとともに、過疎対策事業に特別分を創設。

## 令和2年度地方債計画

( 通常収支分 )

(単位：億円、%)

項 目	令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,195	16,627	△ 432	△ 2.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	6,084	△ 1,306	△ 21.5
3 公営住宅建設事業	1,110	1,140	△ 30	△ 2.6
4 災害復旧事業	1,148	955	193	20.2
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	3,402	△ 75	△ 2.2
(1) 学校教育施設等	1,223	1,256	△ 33	△ 2.6
(2) 社会福祉施設	373	383	△ 10	△ 2.6
(3) 一般廃棄物処理	639	656	△ 17	△ 2.6
(4) 一般補助施設等	552	567	△ 15	△ 2.6
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	26,807	25,415	1,392	5.5
(1) 一般	2,605	2,113	492	23.3
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	3,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	900	-	900	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,210	0	0.0
(1) 辺地対策	510	510	0	0.0
(2) 過疎対策	4,700	4,700	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	59,720	59,978	△ 258	△ 0.4
二 公営企業債				
1 水道事業	5,570	5,946	△ 376	△ 6.3
2 工業用水道事業	338	307	31	10.1
3 交通事業	1,562	1,420	142	10.0
4 電気事業・ガス事業	260	262	△ 2	△ 0.8
5 港湾整備事業	555	569	△ 14	△ 2.5
6 病院事業・介護サービス事業	3,599	4,005	△ 406	△ 10.1
7 市場事業・と畜場事業	343	362	△ 19	△ 5.2
8 地域開発事業	708	912	△ 204	△ 22.4
9 下水道事業	12,383	12,773	△ 390	△ 3.1
10 観光その他事業	100	154	△ 54	△ 35.1
計	25,418	26,710	△ 1,292	△ 4.8
合 計	85,138	86,688	△ 1,550	△ 1.8

(単位：億円、%)

項 目		令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨 時 財 政 対 策 債		31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
四 退 職 手 当 債		800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		( 247 )	( 281 )	( △ 34 )	( △ 12.1 )
総 計		( 247 )	( 281 )	( △ 34 )	( △ 12.1 )
		117,336	120,056	△ 2,721	△ 2.3
内 訳	普 通 会 計 分	92,783	94,282	△ 1,500	△ 1.6
	公 営 企 業 会 計 等 分	24,553	25,774	△ 1,221	△ 4.7
資 金 区 分					
公 的 資 金		47,547	47,892	△ 345	△ 0.7
財 政 融 資 資 金		29,326	29,507	△ 181	△ 0.6
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		18,221	18,385	△ 164	△ 0.9
( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )		( 247 )	( 281 )	( △ 34 )	( △ 12.1 )
民 間 等 資 金		69,789	72,164	△ 2,376	△ 3.3
市 場 公 募		38,500	39,400	△ 900	△ 2.3
銀 行 等 引 受		31,289	32,764	△ 1,475	△ 4.5

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

## 令和2年度地方債計画

（東日本大震災分）

復旧・復興事業

（単位：億円、％）

項 目	令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一般会計債				
公営住宅建設事業	14	9	5	55.6
災害復旧事業	7	10	△ 3	△ 30.0
一般単独事業	1	3	△ 2	△ 66.7
公営企業債				
水道事業	1	-	1	皆増
下水道事業	1	6	△ 5	△ 83.3
国の予算等貸付金債	( 2 )	( 5 )	( △ 3 )	( △ 60.0 )
総 計	( 2 )	( 5 )	( △ 3 )	( △ 60.0 )
	24	28	△ 4	△ 14.3
内 訳				
普通会計分	15	12	3	25.0
公営企業会計等分	9	16	△ 7	△ 43.8
資金区分				
公 的 資 金				
財政融資資金	20	20	0	0.0
地方公共団体金融機構資金	4	8	△ 4	△ 50.0
（国の予算等貸付金）	( 2 )	( 5 )	( △ 3 )	( △ 60.0 )

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

（備 考）

国の予算等貸付金債の（ ）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(参考)

令和2年度地方債計画  
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,195	16,627	△ 432	△ 2.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	6,084	△ 1,306	△ 21.5
3 公営住宅建設事業	1,124	1,149	△ 25	△ 2.2
4 災害復旧事業	1,155	965	190	19.7
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	3,402	△ 75	△ 2.2
(1) 学校教育施設等	1,223	1,256	△ 33	△ 2.6
(2) 社会福祉施設	373	383	△ 10	△ 2.6
(3) 一般廃棄物処理	639	656	△ 17	△ 2.6
(4) 一般補助施設等	552	567	△ 15	△ 2.6
(5) 施設（一般財源化分）	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	26,808	25,418	1,390	5.5
(1) 一般	2,606	2,116	490	23.2
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	3,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	900	-	900	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,210	0	0.0
(1) 辺地対策	510	510	0	0.0
(2) 過疎対策	4,700	4,700	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	59,742	60,000	△ 258	△ 0.4
二 公営企業債				
1 水道事業	5,571	5,946	△ 375	△ 6.3
2 工業用水道事業	338	307	31	10.1
3 交通事業	1,562	1,420	142	10.0
4 電気事業・ガス事業	260	262	△ 2	△ 0.8
5 港湾整備事業	555	569	△ 14	△ 2.5
6 病院事業・介護サービス事業	3,599	4,005	△ 406	△ 10.1
7 市場事業・と畜場事業	343	362	△ 19	△ 5.2
8 地域開発事業	708	912	△ 204	△ 22.4
9 下水道事業	12,384	12,779	△ 395	△ 3.1
10 観光その他事業	100	154	△ 54	△ 35.1
計	25,420	26,716	△ 1,296	△ 4.9
合 計	85,162	86,716	△ 1,554	△ 1.8

(単位：億円、%)

項 目		令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債		31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債		( 249 )	( 286 )	( △ 37 )	( △ 12.9 )
総 計		( 249 )	( 286 )	( △ 37 )	( △ 12.9 )
		117,360	120,084	△ 2,725	△ 2.3
内 訳	普通会計分	92,798	94,294	△ 1,497	△ 1.6
	公営企業会計等分	24,562	25,790	△ 1,228	△ 4.8
資金区分					
公 的 資 金		47,571	47,920	△ 349	△ 0.7
財 政 融 資 資 金		29,346	29,527	△ 181	△ 0.6
地方公共団体金融機構資金		18,225	18,393	△ 168	△ 0.9
( 国の予算等貸付金 )		( 249 )	( 286 )	( △ 37 )	( △ 12.9 )
民 間 等 資 金		69,789	72,164	△ 2,376	△ 3.3
市 場 公 募		38,500	39,400	△ 900	△ 2.3
銀 行 等 引 受		31,289	32,764	△ 1,475	△ 4.5

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。



## 令和2年度地方債計画について

令和2年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災・国土強靱化のための緊急対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

### 1 通常収支分

#### (1) 概況

総額は1兆7,336億円となり、前年度に比べて2,721億円、2.3%の減となっている。

このうち、普通会計分は9兆2,783億円で、前年度に比べて1,500億円、1.6%の減、公営企業会計等分は2兆4,553億円で、前年度に比べて1,221億円、4.7%の減となっている。

#### (2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債3兆1,398億円（前年度に比べて1,171億円、3.6%の減）を計上している。

#### (3) 防災・減災・国土強靱化のための緊急対策の推進

- ① 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定、以下「3か年緊急対策」という。）」に基づく補助事業等の着実な推進のため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業4,778億円を計上している。
- ② 地方公共団体が、「3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業において、対象事業を拡充（道路等）することとし、3,000億円を計上している。
- ③ 地方公共団体が、緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、緊急浚渫推進事業を創設（地方財政法を改正）することとし、900億円を計上している。

#### (4) 緊急防災・減災事業の推進

地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業において、対象事業を拡充（指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策等）することとし、5,000億円を計上している。

#### (5) 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業等の対象を拡充（砂防関係施設等）することとし、4,320億円を計上している。

(6) ICTインフラ整備の推進

Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の整備が全国的に推進されるよう、地域活性化事業の対象を拡充するとともに、過疎対策事業に特別分を創設している。

(7) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した地方公営企業の社会資本の整備を着実に推進することとし、「3か年緊急対策」及び事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

(8) 公営企業会計の適用の推進

地方公営企業への公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、公営企業会計の適用に要する経費について、公営企業債の対象とすることとし、所要額を計上している。

(9) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の公的資金を確保するとともに、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

## 2 東日本大震災分

(1) 概況

復旧・復興事業として総額24億円を計上している。

(2) 地方債資金の確保

東日本大震災分については、その所要額について全額を公的資金で確保することとしている。

【参考1】通常分・特別分の状況（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円、％）

区 分	令和2年度		令和元年度		増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
	(A)	(B)	(A)	(B)		
普通会計分	92,798	94,294	△ 1,497		△ 1.6	
通常分	52,800	52,926	△ 126		△ 0.2	
特別分	39,998	41,368	△ 1,371		△ 3.3	
臨時財政対策債	31,398	32,568	△ 1,171		△ 3.6	
財源対策債	7,700	7,900	△ 200		△ 2.5	
退職手当債	800	800	0		0.0	
調 整	100	100	0		0.0	
公営企業会計等分	24,562	25,790	△ 1,228		△ 4.8	
総 計	117,360	120,084	△ 2,725		△ 2.3	
通常分	77,362	78,716	△ 1,354		△ 1.7	
特別分	39,998	41,368	△ 1,371		△ 3.3	

- （注）1 公営企業会計等分はすべて通常分である。  
2 財源対策債については、公共事業等債等の内数である。

【参考2】地方債資金の構成内訳（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円、％）

区 分	令和2年度計画		令和元年度計画		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
公 的 資 金	47,571	40.5	47,920	39.9	△349	△0.7
財 政 融 資 資 金	29,346	25.0	29,527	24.6	△181	△0.6
地方公共団体金融機構資金	18,225	15.5	18,393	15.3	△168	△0.9
（国の予算等貸付金）	（ 249）	-	（ 286）	-	（ △37）	（ △12.9）
民 間 等 資 金	69,789	59.5	72,164	60.1	△2,376	△3.3
市 場 公 募	38,500	32.8	39,400	32.8	△900	△2.3
銀 行 等 引 受	31,289	26.7	32,764	27.3	△1,475	△4.5
合 計	117,360	100.0	120,084	100.0	△2,725	△2.3

- （注）1 市場公募地方債については、借換債を含め7兆900億円（前年度同額）を予定している。  
2 国の予算等貸付金の（ ）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

# 令和2年度地方債計画資金区分 (通常収支分)

(単位: 億円)

項 目	合 計	公 的 資 金			民 間 等 資 金		
		計	財 政 融 資	地方公共 団体 金融機構	計	市 場 公 募	銀 行 等 引 受
一 一 般 会 計 債							
1 公 共 事 業 等	16,195	5,508	5,222	286	10,687	7,544	3,143
2 防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業	4,778	2,628	2,628	0	2,150	1,312	838
3 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,110	401	280	121	709	658	51
4 災 害 復 旧 事 業	1,148	1,148	1,148	0	0	0	0
5 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	3,327	1,310	1,107	203	2,017	1,237	780
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,223	645	589	56	578	481	97
(2) 社 会 福 祉 施 設	373	92	0	92	281	200	81
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	639	479	424	55	160	134	26
(4) 一 般 補 助 施 設 等	552	94	94	0	458	126	332
(5) 施 設 ( 一 般 財 源 化 分 )	540	0	0	0	540	296	244
6 一 般 単 独 事 業	26,807	5,222	126	5,096	21,585	10,726	10,859
(1) 一 般	2,605	79	0	79	2,526	2,196	330
(2) 地 域 活 性 化	690	86	0	86	604	511	93
(3) 防 災 対 策	871	264	126	138	607	350	257
(4) 地 方 道 路 等	3,221	290	0	290	2,931	2,907	24
(5) 旧 合 併 特 例	6,200	879	0	879	5,321	512	4,809
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	1,494	1,828
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	4,320	939	0	939	3,381	1,377	2,004
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	3,000	1,007	0	1,007	1,993	894	1,099
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	900	0	0	0	900	485	415
7 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	5,210	5,200	4,545	655	10	0	10
(1) 辺 地 対 策	510	510	510	0	0	0	0
(2) 過 疎 対 策	4,700	4,690	4,035	655	10	0	10
8 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	0	0	0	345	66	279
9 行 政 改 革 推 進	700	0	0	0	700	513	187
10 調 整	100	0	0	0	100	33	67
計	59,720	21,417	15,056	6,361	38,303	22,089	16,214
二 公 営 企 業 債							
1 水 道 事 業	5,570	4,711	2,423	2,288	859	421	438
2 工 業 用 水 道 事 業	338	101	0	101	237	34	203
3 交 通 事 業	1,562	390	56	334	1,172	612	560
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	260	78	0	78	182	42	140
5 港 湾 整 備 事 業	555	188	160	28	367	115	252
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	3,599	1,845	746	1,099	1,754	954	800
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	343	34	0	34	309	166	143
8 地 域 開 発 事 業	708	0	0	0	708	418	290
9 下 水 道 事 業	12,383	7,410	3,663	3,747	4,973	1,933	3,040
10 観 光 そ の 他 事 業	100	6	0	6	94	10	84
計	25,418	14,763	7,048	7,715	10,655	4,705	5,950
合 計	85,138	36,180	22,104	14,076	48,958	26,794	22,164
三 臨 時 財 政 対 策 債	31,398	11,367	7,222	4,145	20,031	11,706	8,325
四 退 職 手 当 債	800	0	0	0	800	0	800
総 計	117,336	47,547	29,326	18,221	69,789	38,500	31,289

## 令和2年度市場公募地方債について

### 【地方債計画計上額】

市場公募地方債 3兆8,500億円

(地方債計画総額に占める割合 ① 32.8% → ② 32.8%)

(1) 全国型市場公募地方債 3兆8,200億円 (① 3兆8,900億円)

(2) 住民参加型市場公募地方債 300億円 (① 500億円)

〈参考〉令和2年度市場公募地方債発行予定額 (借換分を含む)

合計 7.1兆円程度 (① 7.1兆円程度)

全国型市場公募地方債 7.1兆円程度 (① 7.0兆円程度)

10年債 3.9兆円程度 (① 3.9兆円程度)

共同発行分 1.2兆円程度 (① 1.2兆円程度)

個別発行分 2.7兆円程度 (① 2.7兆円程度)

中期債 (5年債等) 1.4兆円程度 (① 1.4兆円程度)

超長期債 (20年債、30年債等) 1.8兆円程度 (① 1.7兆円程度)

住民参加型市場公募地方債 300億円程度 (① 500億円程度)

(注1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。

(注2) 上記の発行予定額は変更される可能性がある。

(注3) 令和元年度の数値は令和元年度計画ベースの数値。

### 【共同発行市場公募債の魅力をも高めるための取組の推進】

共同発行市場公募債の制度創設から15年が経過し、制度も市場に定着し、安定的に低利の資金調達がなされ、地方財政の健全化に寄与している。このような中、近年、市場環境や地方金融を取り巻く状況が大きく変化してきていることも踏まえ、発行団体間で協議し、地方公共団体や投資家にとって一層魅力ある制度とする観点から以下の見直しを行う。

また、更なる充実方策について、共同発行団体連絡協議会において検討会を設けて議論を行い、充実に取り組んでいく。

#### (1) 参加団体の要件の見直し

- ・ 非公募団体の調達手段の多様化を図るため、共同発行市場公募債の参加要件を緩和し、市場公募の経験がない団体においても、一定の要件を満たす場合に参加を可能とする。

#### (2) 国内外の投資家との対話の拡充

- ・ 変化局面における共同発行市場公募債の円滑な発行及び発行コストの低減を図るため、投資家動向やニーズを的確に把握し、投資家層の多様化を推進する。

#### (3) 起債運営にかかる事務の効率化

- ・ 参加団体及び市場参加者の負担を軽減し効率的な起債運営を図るため、共同発行市場公募債における毎月の発行条件の決定を迅速化する。

# 緊急浚渫推進事業の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

## 1. 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象 ※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※3 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

## 2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

## 3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

## 4. 事業費

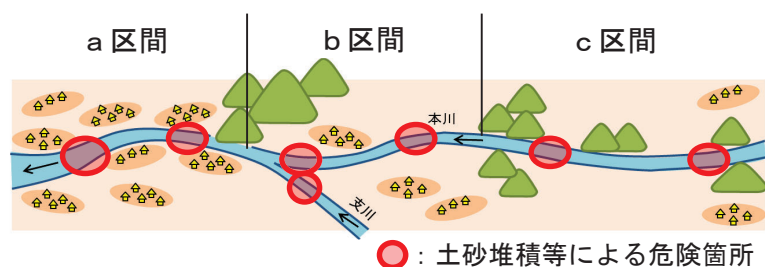
900億円（令和2年度）

※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

<参考> 河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【河川の区間区分（イメージ）】



【危険度の区分】

- a 区間：維持管理上特に重要な区間（洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等）
- b 区間：維持管理上重要な区間（a 区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間）
- c 区間：氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間

※ただし、複数箇所で氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。



## 緊急浚渫推進事業の対象事業について

### 各分野の個別計画に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた浚渫が対象

#### 【各分野共通の取扱い】

- ・ 対象経費は、土砂等の除去・樹木伐採に係る費用(設計費を含む)、付帯工事費(仮設道路の設置等)、土砂等の運搬・処理費
- ・ 個別計画には、浚渫の実施箇所や目標等を記載。ただし、個別計画に替えて、同様の事項を記載した「堆積土砂管理計画(仮称)」の策定でも可(都道府県(指定都市)は計画期間内に個別計画の策定・改定が必要)
- ・ 初年度の令和2年度は、個別計画に位置付ける(又は「堆積土砂管理計画」(仮称)を策定する)前に着手した浚渫も対象(令和2年度中の位置付け(又は策定)が必要)

分野	実施箇所等を記載する個別計画	対策の優先順位の基準(実施箇所・目標の設定の考え方)
河川	<p>【都道府県・指定都市】(一級・二級河川) 河川維持管理計画</p> <p>【市町村】(準用河川・普通河川) 堆積土砂管理計画(仮称)</p> <p>※ 河川維持管理計画の策定は任意</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川について、氾濫形態、河川背後地の状況、河道特性等による影響度を考慮し、原則的に、A)維持管理上特に重要な区間、B)維持管理上重要な区間、C)A、B以外の区間に区分</li> <li>・ 区間区分や堆積土砂率等に応じて実施区間を優先順位付け(例:「重点」「優先」)し、河道の流下能力等の確保のための目標(例:堆積土砂率)を設定</li> </ul>
ダム	【都道府県】 個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水調節容量の余裕(20%等)に対する堆砂率が概ね15%以上の堆積土砂が存在するダムを優先的な実施箇所とし、堆積土砂を概ね15%未満にすることを目標として設定</li> </ul>
砂防	【都道府県】 個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砂防設備(砂防堰堤や溪流保全工等)について、保全対象(人家、公共施設等)や避難場所の状況等による影響度を考慮し、原則的に、A)特に甚大な被害が想定される箇所、B)甚大な被害が想定される箇所、C)A、B以外の箇所に区分</li> <li>・ 設備区分や堆積土砂率等に応じ、実施箇所を優先順位付け(例:「重点」「優先」)し、計画捕捉量等の確保のための目標(例:堆積土砂率)を設定</li> </ul>
治山	【都道府県】 個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地災害危険地区(※)に存する治山施設のうち、計画勾配を超える土砂が堆積した治山施設を優先的な実施箇所とし、堆積土砂を計画勾配の水準にすることを目標として設定</li> </ul> <p style="text-align: right;">※ 地質や地形等から山地災害による保全対象への被害の恐れがある地区</p>

# 緊急防災・減災事業の対象事業の拡充等

指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策や防災インフラの整備の推進のため、地方財政措置を拡充

## 1. 緊急防災・減災事業の対象事業の拡充等

### 【対象事業の拡充】

- 指定避難所や災害対策の拠点施設等の浸水対策  
(電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等)
- 洪水浸水想定区域等からの消防署の移転

### 【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

※ 事業年度終了後の本事業の在り方については、期間終了時の地方団体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

(参考) 緊急防災・減災事業債

<地方財政措置> 充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

<事業年度> 平成29年度～令和2年度

## 2. 緊急自然災害防止対策事業の対象事業の拡充等

### 【対象事業の拡充】※ 令和元年度から適用

道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）、急傾斜地崩壊（市町村分）農業水利施設（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））

※ 災害の発生予防、拡大防止を目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業が対象

### 【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

※ 事業年度終了後の本事業の在り方については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の動向等も踏まえて検討

(参考) 緊急自然災害防止対策事業債

<地方財政措置> 充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

<事業年度> 令和元年度～令和2年度



## 緊急自然災害防止対策事業の対象拡充（道路防災）

緊急自然災害防止対策事業の対象事業に「道路防災」を追加（令和元年度より適用）。具体的な対象事業は以下のとおり。

### 【対象事業】

- 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される以下の地方単独事業。
- ただし、事業費が当該事業と連携して実施する「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国庫補助事業（※）に比して同程度未満となるなどの小規模な事業に限る。

※ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき実施される国庫補助事業：全国約6,400箇所（以下の①～⑤に関する箇所）

- ① 道路法面・盛土等に関する緊急対策（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等）
- ② 道路の排水施設等に関する緊急対策  
（例：冠水発生の恐れのある箇所における排水施設の補修・更新、舗装の表層に係る補修等）
- ③ 道路橋等の耐震補強に関する緊急対策（例：桁かかり長確保等の落橋対策）
- ④ 道路における無停電設備等に関する緊急対策（例：機械設備の整備、道路照明のLED化等）
- ⑤ 大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策（例：防雪施設、消融雪施設、除雪機械等の整備等）

## 地域貢献・地域連携のための公立大学等施設の整備

- 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）において、地域の産業・企業と地方大学との連携等による継続的な地域発イノベーション等の創出や、特色ある地方創生のための地方大学の振興等の取組が位置付け。
- 公立の大学・短期大学・高等専門学校（以下「公立大学等」）を設置する地方団体は、地方版総合戦略において公立大学等を地方創生の一拠点に位置付けており、第2期の取組においても引き続き重要な柱。
- これらを踏まえ、地方団体が単独事業として実施する、**地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学等施設の整備**※について、**新たに地域活性化事業債（充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30%）の対象**とする。

※買取りは除く。

### 地域活性化事業に追加する施設類型

「地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備」を対象とする事業区分「**人材力の活性化**」に、「**地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学等施設の整備**」として以下の施設類型を例示する。

①産学連携拠点施設	地域企業との共同研究・設備の共同利用、オープンラボなど、産学連携の拠点となる施設
②サテライトキャンパス	（主に郊外の大学が街中に整備する）住民向け公開講座やリカレント教育、地域課題解決型の教育研究活動の拠点となる施設
③地域交流拠点施設	多目的ホール・会議室の開放、生涯学習講座の開催など、地域住民に交流の場を提供するための施設
④地域連携センター	地域課題・ニーズと学内資源・シーズとのマッチング調整を行うなど、地域と大学の連携拠点となる施設

※これらは例示のための便宜的な施設類型であり、複数の機能を有する施設整備も対象となる。



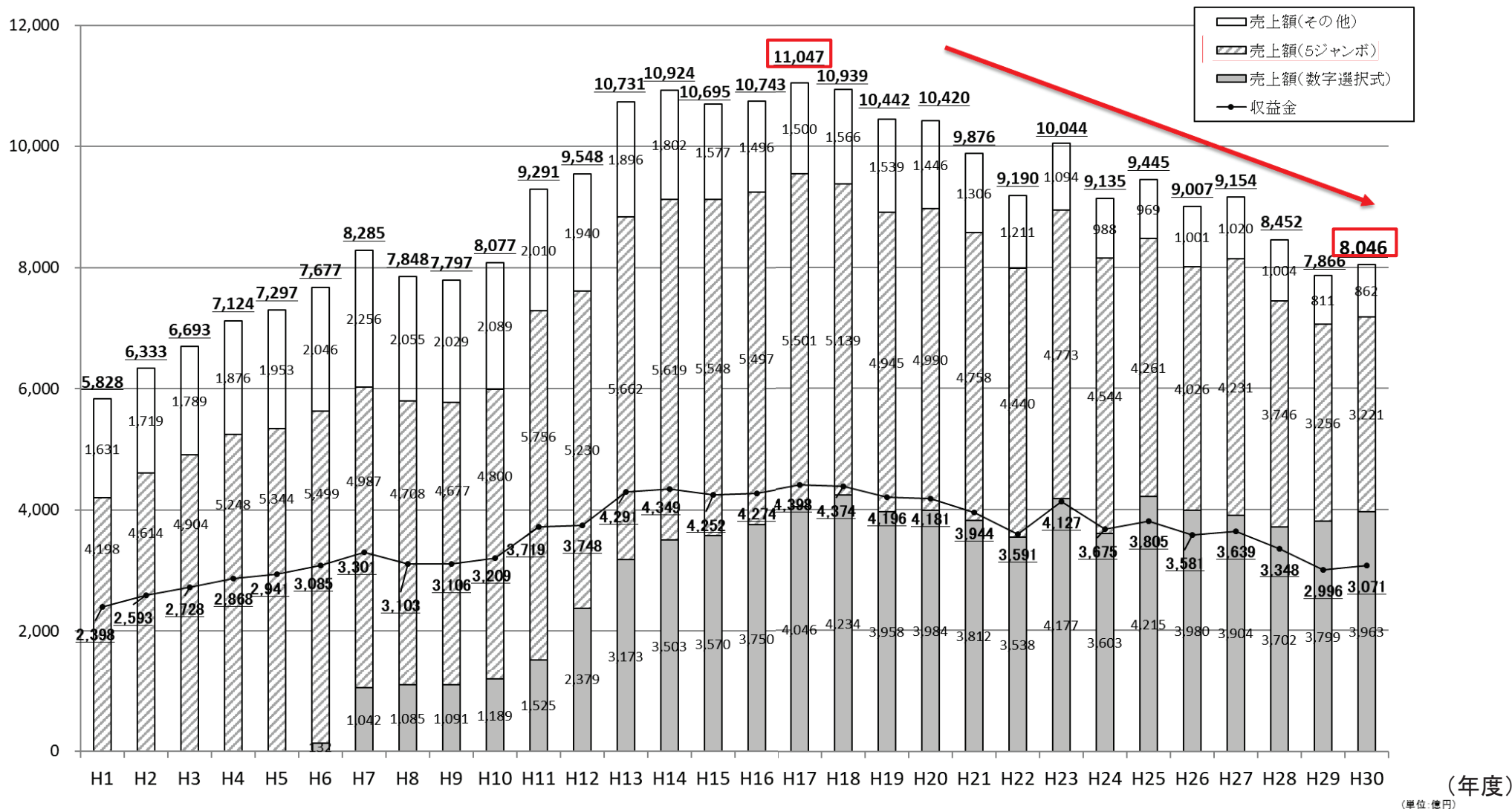
（参考① 公立大学法人宮城大学・地域連携センター）



（参考② 公立大学法人福知山公立大学・サテライトキャンパス）

# 宝くじの売上額と収益金額の推移

(億円)



17

	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
売上額	5,828	6,333	6,693	7,124	7,297	7,677	8,285	7,848	7,797	8,077	9,291	9,548	10,731	10,924	10,695	10,743	11,047	10,939	10,442	10,420	9,876	9,190	10,044	9,135	9,445	9,007	9,154	8,452	7,866	8,046
収益額	2,398	2,593	2,728	2,868	2,941	3,085	3,301	3,103	3,106	3,209	3,719	3,748	4,291	4,349	4,252	4,274	4,398	4,374	4,196	4,181	3,944	3,591	4,127	3,675	3,805	3,581	3,639	3,348	2,996	3,071

※端数処理の都合により、数値が一致しない場合がある

※全国自治宝くじ事務協議会、関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会、近畿宝くじ事務協議会、西日本宝くじ事務協議会等の資料による